

凡 例

1 調査の概要

(1) 労働組合基礎調査

本調査は、厚生労働省が「労使関係総合調査」の一環として昭和22年から毎年実施している一般統計であり、大阪府では、厚生労働省からの委託を受けて、府内に所在するすべての労働組合（以下「組合」という。）に対して調査を実施している。

本書では、令和6年調査（同年6月30日現在）の府内集計結果の概要及び統計表を取りまとめた。

(2) 調査対象

府内のすべての組合（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む）

(3) 調査事項

組合の名称、所在地、組合員数、加盟上部組合の系統など

(4) 調査時期

令和6年6月30日現在

2 調査事項の定義

(1) 組合

この調査の対象となる「組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。

(2) 組合の種類

① 単位組織組合

規約上当該組織の構成員が個人加盟の形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行いうる下部組織のない組合をいう。

② 単一組織組合

規約上当該組織の構成員が個人加盟の形式をとり、かつ、その内部に単位組織組合に準じた機能を持つ組織（支部、分会等）がある組合をいう。（組織体制は下記（ア）～（ウ）のとおり）

（ア）本部：最上部の組織

（イ）連合扱組合：本部と単位扱組合の中間組織

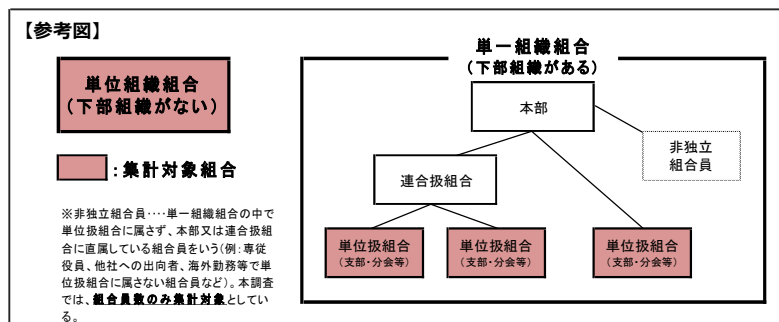
（ウ）単位扱組合：独自の活動を行いうる体制を備えている最下部組織

③ 連合体及び協議体組織

同一の企業、産業、地域等の範囲内の複数の単位組織組合、単一組織組合等を構成員とする組織であり、構成員が当該組織に団体加盟の形式をとっているものをいう。また、このうち、その機関の決定が加盟組合を拘束し得るものを「連合体組織」といい、加盟組合の連絡、相互援助等を目的とするにとどまるものを「協議体組織」という。

(3) 集計対象

本書の調査結果概要及び統計表では、上記の「①単位組織組合」と②単一組織組合の最下部組織である「（ウ）単位扱組合」をそれぞれ1組合として計算している。（図に示すと下記のとおり）



(4) 推定組織率

雇用者数に占める組合員数の割合をいう。大阪府の推定組織率は、次のとおり算出した。（端数については四捨五入）

①本年からみて直近の「経済センサス・活動調査（総務省統計局）」結果公表年（現在は令和3年）を「基準年」とし、「労働力調査（総務省統計局）」の全国雇用者数（6月時点）について「基準年」と「本年」を比較し、雇用者数の伸び率を算出。
 $6,139 \text{ 万人} (R6) \div 5,980 \text{ 万人} (R3) \times 100 = \text{【伸び率 102.7\% (+159 万人)】}$

②「基準年」の大阪府内常用雇用者数（役員・臨時雇用者を除く）にその【伸び率】を乗じて、本年の大阪府推定雇用者数を算出。

$398 \text{ 万人} (R3) \times 102.7\% = \text{【府内推定雇用者数 409 万人】}$

③本年の大阪府内組合員数を【大阪府推定雇用者数】で除し、100 を乗じて推定組織率を算出。

$72.5 \text{ 万人} (R6) \div 409 \text{ 万人} \times 100 = \text{【推定組織率 17.7\%】}$

(5) その他

調査結果に用いている符号は次のとおりである。

①増減比率及び構成比率の「0.0」は、該当数値があるが四捨五入の結果、記載単位に満たないものを示す。

②対前年差（比）の増減差及び増減比率が「0」となったものは、「±0」または「±0.0」とした。

③「-」は、該当数値がないものを示す。

④該当数値の四捨五入により、内訳の和が計の数値に合わない場合がある。